

公益財団法人大阪市救急医療事業団

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第8条第1項第1号から第4号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

初期救急医療機能を担う自治体として、市内において休日・夜間の急病診療事業を実施すること。

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の施策を達成することが困難である理由

休日・夜間の急病診療事業を実施するに当たっては、外来診療を担当する医師等の医療従事者の確保や後送病院（二次医療機関）との連携を着実に実施することが不可欠であるところ、当該法人は、本市の指導及び調整の下で、長年にわたって、一般社団法人大阪府医師会をはじめ関係諸団体と連携して医療従事者や後送病院（二次医療機関）の確保を図りながら、本市の休日・夜間の急病診療事業の委託先として当該事業を実施してきており、本市や他の医療機関には当該事業を行うノウハウや体制がなく、当該法人は、安定的かつ効率的に当該事業を行うための体制を有する唯一の事業者であるため。（大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号ア(ア)に該当）

3 1の施策を達成するために当該法人に求める役割

初期救急医療機能を担う自治体として本市が実施する休日・夜間の急病診療事業の委託先として、市内における休日・夜間の急病診療事業を実施するための医師等の医療従事者の確保や後送病院（二次医療機関）との連携を将来にわたって安定的かつ継続的に実施すること。

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

(1) 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

休日・夜間の急病診療事業を実施するに当たっては、外来診療を担当する医師等の医療従事者の確保や後送病院（二次医療機関）との連携を着実に実施することが不可欠であるが、そのために必要となる関係機関や団体との間の当該事業への協力に向けた調整は民間団体である当該法人だけ行うことは困難であり、本市が関係機関や団体との調整を行い、必要に応じて当該調整内容を踏まえて委託先である当該法人の事業運営の指導及び調整を行う必要がある。

(2) 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、本市が有する影響力を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。